

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成二十五年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類	指定年月日
本多矯正歯科	生駒市北新町一―三 八―二〇二 ビアンプ ラッセ二階	歯科矯正に関する医 療	平成二十五 年十月一日